

令和 7 年 6 月 3 0 日

(名称) 福岡県交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
福岡県では、都市部においては鉄道、地下鉄、モノレール等の公共交通機関が整備されているものの、県内全域をカバーする最も身近な公共交通機関としては、バスが代表的な生活交通手段となっている。 しかし、近年の人口減少や過疎化の進行など、路線バスの経営は厳しい環境にさらされ、県内における乗合バス輸送実績は昭和44年代をピークに減少を続けており、令和5年度末時点でピーク時の半数にも満たない215,783千人に留まっている。 最近では、路線バス運転手の担い手不足も顕在化し、一段と路線バス事業者の経営環境は厳しさを増している。不採算路線の廃止、減便など公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下による、通院、通学、通勤、買い物等の日常生活への甚大な影響は、県民の方々にとって切実な問題である。 このため、地域公共交通確保維持事業により、地域住民が生活する上で必要な幹線バス路線を確保・維持していくため、福岡県地域公共交通計画において、複数市町村にまたがり、一定の輸送量を有する「地域間幹線系統」を定めるものである。 加えて、その幹線に繋がるフィーダー系統の利便性が向上し、存続されることで地域内の移動も確保されることも目的とする。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
別紙「2. 定量的な目標・効果」、「9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照
(2) 事業の効果
別紙「2. 定量的な目標・効果」、「9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別紙「2. 定量的な目標・効果」、「9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」参照 運行事業者については、運行上の安全面と利用者への利便性等のサービス品質を考慮し、総合的に判断して、当該系統を運行する事業者とする。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」参照
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 4」参照
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別紙「2. 定量的な目標・効果」、「9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表 7 別紙を参照
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
表 7 別紙を参照
(2) 事業の効果
表 7 別紙を参照
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6 及び表 7」参照
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和7年6月9日から令和7年6月13日まで、令和7年度福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会合同会議（書面開催）において計画内容について協議 ・ 令和7年6月25日 福岡県バス対策協議会において計画について審議 ※福岡県交通対策協議会設置要綱第8条により、福岡県バス対策協議会の協議結果をもって、福岡県交通対策協議会の結果とすることができる。
19. 利用者等の意見の反映状況
福岡県バス対策協議会の委員に、特に考慮すべき利用者として免許を所有しない「学生」、「高齢者」の意見を集約する役割を担っている「福岡県公立高等学校PTA連合会」及び「福岡県老人クラブ連合会」を加え、協議会の中で出された意見を計画に反映させている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福岡市博多区東公園7-7

(所 属) 福岡県企画・地域振興部交通政策課

(氏 名) 上谷恵・長田佑一

(電 話) 092-643-3166

(e-mail) kousei@pref.fukuoka.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
福岡県	堀川バス(株)	(1) 羽犬塚～ゆめタウン前～黒木	5,116.0	
福岡県	堀川バス(株)	(2) 羽犬塚～蒲原～黒木	3,106.5	
福岡県	堀川バス(株)	(3) 福島～鍵水～久留米駅	2,672.5	
福岡県	堀川バス(株)	(4) 福島～田ノ原～十竈車庫前	3,220.5	
福岡県	堀川バス(株)	(5) 瀬高駅前～西鉄柳川東口～亀の井ホテル柳川	4,572.5	
	小計		18,688	
福岡県	昭和自動車(株)	(1) 芥屋線(前原～前原駅前・加布里～芥屋)	4,896.5	
福岡県	昭和自動車(株)	(2) 船越線(前原～イオン糸島店～船越)	2,193.0	
福岡県	昭和自動車(株)	(3) 野北線(前原～イオン糸島店・野北～西の浦)	5,163.5	
福岡県	昭和自動車(株)	(4) 九大線糸島(前原駅前北口～波多江～九大東ゲート)	3,684.5	
福岡県	昭和自動車(株)	(5) 九大線糸島(周船寺小学校～高田～九大東ゲート)	2,315.0	
	小計		18,252	
福岡県	西鉄バス佐賀(株)	(1) JR久留米～久留米警察署～西鉄鳥栖	2,990.0	
福岡県	西鉄バス佐賀(株)	(2) 鳥栖駅～綾部・国立東佐賀病院前～西鉄久留米	1,033.0	
福岡県	西鉄バス佐賀(株)	(3) 佐賀第二合同庁舎～江見～西鉄久留米	589.0	
	小計		4,612	
福岡県	西鉄バス佐賀(株) 西鉄バス久留米(株) 共同運行	(1) 佐賀第二合同庁舎～目達原・長門石～西鉄久留米	2,259.5	
福岡県	西鉄バス佐賀(株) 西鉄バス久留米(株) 共同運行	(2) 目達原～長門石～西鉄久留米	745.5	
	小計		3,005	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(1) 早津江～布橋～西鉄柳川	2,897.0	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(2) 大野島農協前～水田天満宮恋木神社前～羽犬塚駅西口	2,430.5	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(3) 大川橋～下林・大善寺～JR久留米	5,183.0	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(4) 今村天主堂～北野～西鉄久留米	2,566.0	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(5) 上原～草野駅前～JR久留米	3,536.0	

福岡県	西鉄バス久留米(株)	(6) JR久留米～久留米市役所～羽犬塚駅前	2,415.0	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(7) 上原～草野駅前～西鉄久留米	2,898.0	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(8) 筑後船小屋駅前～羽犬塚～JR久留米	3,906.5	
	小計		25,832	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(1) 小竹～天道線(新飯塚駅～小竹上町～赤池工業団地)	3,646.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(2) 直方～鞍手～遠賀線(直方～五反田・鞍手車庫～遠賀川駅)	3,338.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(3) 直方～鞍手～遠賀線(遠賀川駅～新入～直方)	1,115.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(4) 飯塚～大隈線(西鉄大隈～漆生～飯塚)	6,715.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(5) 碓井線(西鉄大隈～桂川駅～飯塚)	2,736.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(6) 上山田線(山野社宅～上三緒～飯塚)	2,034.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(7) 上山田線(上山田～上三緒～飯塚)	5,004.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(8) 飯塚市内線(赤坂橋～有井～飯塚)	1,353.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(9) 飯塚市内線(明治抗～飯塚～明星寺団地)	3,763.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(10) 直方～黒崎線(直方～引野口～黒崎)	6,522.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(11) みやわか線(宮田バス停～鞍手車庫～鞍手駅)	1,400.0	
	小計		37,629	
福岡県	西日本鉄道(株)	(1) 【星ヶ丘線】西鉄二日市駅東口～太宰府高校入口	3,771.0	
福岡県	西日本鉄道(株)	(2) 【宇美～太宰府線】太宰府市役所前～JR宇美駅～宇美営業所	5,153.0	
福岡県	西日本鉄道(株)	(3) 【南ヶ丘線】西鉄二日市～平田	1,992.5	
福岡県	西日本鉄道(株)	(4) 【つつじヶ丘線】南山手団地～下大利駅～南山手団地	12,743.0	
福岡県	西日本鉄道(株)	(5) 【二日市線】太宰府～吉木入口～西鉄二日市	5,977.5	
福岡県	西日本鉄道(株)	(6) 【二日市線】原営業所前～吉木入口・吉木～西鉄二日市	6,494.5	
福岡県	西日本鉄道(株)	(7) 津屋崎～鐘崎線(東郷駅～宗像大社～神湊波止場)	4,572.5	
福岡県	西日本鉄道(株)	(8) 津屋崎～鐘崎線(鐘崎車庫～宗像コモン・東郷～東郷駅)	5,772.0	
福岡県	西日本鉄道(株)	(9) 津屋崎～鐘崎線(鐘崎車庫～宗像コモン・ネオポリス～赤間営業所)	6,722.0	
	小計		53,198	

福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(1) 西鉄大牟田営業所～大牟田市立病院・上町～庄山	508.0	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(2) 西鉄大牟田営業所～延命公園動物園前・大牟田市立病院・新大牟田駅～南関町役場	5,255.0	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(3) 荒尾駅前～右京町～久福木団地	2,825.5	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(4) 荒尾駅前～天領橋・高泉団地～三池中町	2,647.0	
	小計		11,235	
福岡県	西鉄バス北九州(株)	(1) 中間線(香月営業所～鳥森・JR中間駅～筑鉄中間)	2,092.5	
福岡県	西鉄バス北九州(株)	(2) 行橋～下曾根線(行橋営業所～九州労災病院)	3,792.0	
	小計		5,884	
福岡県	JR九州バス(株)	(1) 山の神～久山～博多	7,155.5	
福岡県	JR九州バス(株)	(2) 直方～鞍手高校前～博多	19,901.0	
福岡県	JR九州バス(株)	(3) 直方～鞍手高校前～福丸	5,807.5	
福岡県	JR九州バス(株)	(4) 添田駅～日田駅	8,323.5	
	小計		41,187	
福岡県	(株)甘木観光バス	(1) 田主丸線(医師会経由)	5,052.5	
	小計		5,052	
福岡県	新宮タクシー株式会社	(1) 山らいず線	5,656.5	
	新宮タクシー株式会社	(2) 相らんど線第1ルート	2,904.0	
	新宮タクシー株式会社	(3) 相らんど線第2ルート	3,682.0	
	小計		12,242	
福岡県	(株)筑豊観光	(1) 宮若・宗像線	5,985.0	
	小計		5,985	
合 計			242,801	

国庫補助額を算出するための根拠となる費用等について、補助対象年度以降は、補助対象期間の計画と同じ又は曜日の違いによる運行回数に係る変更のみである。

4. (表2) 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	西鉄バス久留米株式会社	R8
------	-------------	----

1. 申請事業者の概要

	乗合バス事業					R6
補助対象期間の 前々年度(基準期間) の 損益状況	営業収益	1,440,773千円	営業外収益	37,500千円	経常収益(イ)	1,478,273千円
	営業費用	1,571,205千円	営業外費用	336千円	経常費用(ロ)	1,571,541千円
	営業損益	△ 130,432千円	営業外損益	37,164千円	経常損益	△ 93,288千円
補助対象期間の 前々年度の 実業走行キロ(ハ)	5,118,563.5 km				経常収支率	94.06 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						R5
	営業収益	1,184,904千円	営業外収益	25,320千円	経常収益(イ)	1,210,230千円	
	営業費用	1,342,814千円	営業外費用	1,066千円	経常費用(ロ)	1,343,880千円	
	営業損益	△ 157,910千円	営業外損益	24,260千円	経常損益	△ 133,650千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,741,704 km				経常収支率	90.05 %	

基準期間の前々年度の損益状況	集合バス事業					R4
	営業収益	875,178千円	営業外収益	21,014千円	経常収益(イ)	896,192千円
	営業費用	1,107,127千円	営業外費用	1,057千円	経常費用(ロ)	1,108,184千円
	営業損益	△ 231,949千円	営業外損益	19,957千円	経常損益	△ 211,992千円
基準期間の前々年度の乗客走行キロ(ハ)	4,301,240.8 km	経常収支率				80.87 %

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実業走行キロ当たりの経常費用 (基準期間の前々年度) $\square^2 \div \Delta^1 = a$	補助対象事業者の実業走行キロ当たりの経常費用 (基準期間の前年度) $\square^2 \div \Delta^1 = b$	補助対象事業者の実業走行キロ当たりの経常費用 (基準期間) $\square \div \Delta = c$
北九州	257円.64銭	283円.41銭	307円.02銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業の実行走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常費用の差 ニ－へ = ケ	キロ当たり経常収益 イ－ホト
北九州	289,69銭	442,01銭	262,69銭		288,80銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割合 フ	改定率 コ
北九州		基準期間の 当 年度	1	
北九州		基準期間の 前 年度	2/3	
北九州		基準期間の 前々 年度	1/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画 運行日 数	計画運行回数 ()	計画平均乗車 密度	計画輸 送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との結合部分におけるキロ程	他路線との結合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分におけるキロ程の比率 (「チー」＋「ヌ」)÷「チーヌ」										
			起点	主な 経由地	終点													①＝カッコ内	②	①×②＝③	チ	オ	オ÷チ＝ウ	リ	ヌ	ル	ル÷チ
北九州	1	早津江～市橋～西鉄柳川	早津江	市橋	西鉄柳川	365日	5,475.0回 (15.0回)	2.2	33.0人	往11.3km 復11.3km	(平均) 11.3km		(平均)		往0.9km 復0.9km	(平均) 0.9km		(平均)	%	%	92.035						
	2	大野島豊怡前～大田久満宮志木神社前～羽犬塚駅前西口	大野島豊怡前	志木神社・羽犬塚市立病院	羽犬塚駅前	365日	4,126.0回 (11.3回)	1.4	15.8人	往17.9km 復17.9km	(平均) 17.9km		(平均)					(平均)	%	%	100.000						
	3	大川橋～下林・大善寺～JR久留米	大川橋	下林・大善寺	JR久留米	365日	3,634.0回 (9.9回)	2.9	28.7人	往22.2km 復22.2km	(平均) 22.2km		(平均)					(平均)	%	%	100.000						
	4	今村天主堂～北野～西鉄久留米	今村天主堂	北野	西鉄久留米	365日	2,586.5回 (7.0回)	3.4	23.8人	往13.7km 復13.7km	(平均) 13.7km		(平均)					(平均)	%	%	100.000						
	5	上原～草野駅前～JR久留米	上原	草野駅前	JR久留米	365日	2,142.0回 (5.8回)	4.8	27.8人	往22.7km 復22.7km	(平均) 22.7km		(平均)					(平均)	%	%	100.000						
	6	JR久留米～久留米中央駅～羽犬塚駅前	JR久留米	久留米市役所	羽犬塚駅前	365日	1,460.0回 (4.0回)	4.2	16.8人	往18.3km 復18.3km	(平均) 18.3km		(平均)					(平均)	%	%	100.000						
	7	上原～草野駅前～西鉄久留米	上原	草野駅前	西鉄久留米	365日	2,603.0回 (7.1回)	2.8	19.8人	往20.3km 復20.3km	(平均) 20.3km		(平均)					(平均)	%	%	100.000						
	8	筑後船小屋駅前～羽犬塚～JR久留米	筑後船小屋駅前	羽犬塚	JR久留米	365日	2,945.0回 (8.0回)	5.5	44.0人	往20.0km 復20.0km	(平均) 20.0km		(平均)					(平均)	%	%	100.000						
合計		8系統								計146.4km 復146.4km	(平均)		(平均)		往0.9km 復0.9km	(平均)		(平均)									

補助プロジェクト名	申請年度	特別費	補助プロジェクト費入部分の割合 補助プロジェクト費前年度費入部分以外のキロ程の比率	計画事業走行キロ	補助対象経費費用の算出	補助対象系統のキロ当たり経費収益										補助対象系統の経費収益の見込額	補助対象経費費用から経費収益を控除した額	又ははのういふ 少い の 額
						補助対象系統のキロ当たり経費収益												
						基準期間における事業走行キロ当たり経費収益の算出に用いた運賃の変更に伴う増減分 (×(1+1.3%)×2%)												
						補助対象系統の経費収益の算出に用いた運賃の変更に伴う増減分 (×(1+1.3%)×2%)												
（仮）（1）（2）（3）（4）（5）（6）（7）（8）（9）（10）（11）（12）（13）（14）（15）（16）（17）（18）（19）（20）（21）（22）（23）（24）（25）（26）（27）（28）（29）（30）（31）（32）（33）（34）（35）（36）（37）（38）（39）（40）（41）（42）（43）（44）（45）（46）（47）（48）（49）（50）（51）（52）（53）（54）（55）（56）（57）（58）（59）（60）（61）（62）（63）（64）（65）（66）（67）（68）（69）（70）（71）（72）（73）（74）（75）（76）（77）（78）（79）（80）（81）（82）（83）（84）（85）（86）（87）（88）（89）（90）（91）（92）（93）（94）（95）（96）（97）（98）（99）（100）（101）（102）（103）（104）（105）（106）（107）（108）（109）（110）（111）（112）（113）（114）（115）（116）（117）（118）（119）（120）（121）（122）（123）（124）（125）（126）（127）（128）（129）（130）（131）（132）（133）（134）（135）（136）（137）（138）（139）（140）（141）（142）（143）（144）（145）（146）（147）（148）（149）（150）（151）（152）（153）（154）（155）（156）（157）（158）（159）（160）（161）（162）（163）（164）（165）（166）（167）（168）（169）（170）（171）（172）（173）（174）（175）（176）（177）（178）（179）（180）（181）（182）（183）（184）（185）（186）（187）（188）（189）（190）（191）（192）（193）（194）（195）（196）（197）（198）（199）（200）（201）（202）（203）（204）（205）（206）（207）（208）（209）（210）（211）（212）（213）（214）（215）（216）（217）（218）（219）（220）（221）（222）（223）（224）（225）（226）（227）（228）（229）（230）（231）（232）（233）（234）（235）（236）（237）（238）（239）（240）（241）（242）（243）（244）（245）（246）（247）（248）（249）（250）（251）（252）（253）（254）（255）（256）（257）（258）（259）（260）（261）（262）（263）（264）（265）（266）（267）（268）（269）（270）（271）（272）（273）（274）（275）（276）（277）（278）（279）（280）（281）（282）（283）（284）（285）（286）（287）（288）（289）（290）（291）（292）（293）（294）（295）（296）（297）（298）（299）（300）（301）（302）（303）（304）（305）（306）（307）（308）（309）（310）（311）（312）（313）（314）（315）（316）（317）（318）（319）（320）（321）（322）（323）（324）（325）（326）（327）（328）（329）（330）（331）（332）（333）（334）（335）（336）（337）（338）（339）（340）（341）（342）（343）（344）（345）（346）（347）（348）（349）（350）（351）（352）（353）（354）（355）（356）（357）（358）（359）（360）（361）（362）（363）（364）（365）（366）（367）（368）（369）（370）（371）（372）（373）（374）（375）（376）（377）（378）（379）（380）（381）（382）（383）（384）（385）（386）（387）（388）（389）（390）（391）（392）（393）（394）（395）（396）（397）（398）（399）（400）（401）（402）（403）（404）（405）（406）（407）（408）（409）（410）（411）（412）（413）（414）（415）（416）（417）（418）（419）（420）（421）（422）（423）（424）（425）（426）（427）（428）（429）（430）（431）（432）（433）（434）（435）（436）（437）（438）（439）（440）（441）（442）（443）（444）（445）（446）（447）（448）（449）（450）（451）（452）（453）（454）（455）（456）（457）（458）（459）（460）（461）（462）（463）（464）（465）（466）（467）（468）（469）（470）（471）（472）（473）（474）（475）（476）（477）（478）（479）（480）（481）（482）（483）（484）（485）（486）（487）（488）（489）（490）（491）（492）（493）（494）（495）（496）（497）（498）（499）（500）（501）（502）（503）（504）（505）（506）（507）（508）（509）（510）（511）（512）（513）（514）（515）（516）（517）（518）（519）（520）（521）（522）（523）（524）（525）（526）（527）（528）（529）（530）（531）（532）（533）（534）（535）（536）（537）（538）（539）（540）（541）（542）（543）（544）（545）（546）（547）（548）（549）（550）（551）（552）（553）（554）（555）（556）（557）（558）（559）（560）（561）（562）（563）（564）（565）（566）（567）（568）（569）（570）（571）（572）（573）（574）（575）（576）（577）（578）（579）（580）（581）（582）（583）（584）（585）（586）（587）（588）（589）（590）（591）（592）（593）（594）（595）（596）（597）（598）（599）（600）（601）（602）（603）（604）（605）（606）（607）（608）（609）（610）（611）（612）（613）（614）（615）（616）（617）（618）（619）（620）（621）（622）（623）（624）（625）（626）（627）（628）（629）（630）（631）（632）（633）（634）（635）（636）（637）（638）（639）（640）（641）（642）（643）（644）（645）（646）（647）（648）（649）（650）（651）（652）（653）（654）（655）（656）（657）（658）（659）（660）（661）（662）（663）（664）（665）（666）（667）（668）（669）（670）（671）（672）（673）（674）（675）（676）（677）（678）（679）（680）（681）（682）（683）（684）（685）（686）（687）（688）（689）（690）（691）（692）（693）（694）（695）（696）（697）（698）（699）（700）（701）（702）（703）（704）（705）（706）（707）（708）（709）（710）（711）（712）（713）（714）（715）（716）（717）（718）（719）（720）（721）（722）（723）（724）（725）（726）（727）（728）（729）（730）（731）（732）（733）（734）（735）（736）（737）（738）（739）（740）（741）（742）（743）（744）（745）（746）（747）（748）（749）（750）（751）（752）（753）（754）（755）（756）（757）（758）（759）（760）（761）（762）（763）（764）（765）（766）（767）（768）（769）（770）（771）（772）（773）（774）（775）（776）（777）（778）（779）（780）（781）（782）（783）（784）（785）（786）（787）（788）（789）（790）（791）（792）（793）（794）（795）（796）（797）（798）（799）（800）（801）（802）（803）（804）（805）（806）（807）（808）（809）（810）（811）（812）（813）（814）（815）（816）（817）（818）（819）（820）（821）（822）（823）（824）（825）（826）（827）（828）（829）（830）（831）（832）（833）（834）（835）（836）（837）（838）（839）（840）（841）（842）（843）（844）（845）（846）（847）（848）（849）（850）（851）（852）（853）（854）（855）（856）（857）（858）（859）（860）（861）（862）（863）（864）（865）（866）（867）（868）（869）（870）（871）（872）（873）（874）（875）（876）（877）（878）（879）（880）（881）（882）（883）（884）（885）（886）（887）（888）（889）（890）（891）（892）（893）（894）（895）（896）（897）（898）（899）（900）（901）（902）（903）（904）（905）（906）（907）（908）（909）（910）（911）（912）（913）（914）（915）（916）（917）（918）（919）（920）（921）（922）（923）（924）（925）（926）（927）（928）（929）（930）（931）（932）（933）（934）（935）（936）（937）（938）（939）（940）（941）（942）（943）（944）（945）（946）（947）（948）（949）（950）（951）（952）（953）（954）（955）（956）（957）（958）（959）（960）（961）（962）（963）（964）（965）（966）（967）（968）（969）（970）（971）（972）（973）（974）（975）（976）（977）（978）（979）（980）（981）（982）（983）（984）（985）（986）（987）（988）（989）（990）（991）（992）（993）（994）（995）（996）（997）（998）（999）（1000）																		

[illegible]

- 記載要領**
- 1.乗入バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第6条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者は次の事項を補助申請書に記載する。補助金の受取額が前年度と相違している者にとっては、補助対象期間の前年度の決算を行い、その損益状況(円米両建ての数値)は切捨てて損益状況を記載すること。
- 3.補助対象期間は「平成27年度」であるが、「平成28年度」のも乗入バス事業他事業を実施している場合の開通状況及び費員の配分は、昭和59年1月7日付自賠責令第338号、自然第10号、自資第51号によるところとなお、これにより会計を整理事ることができない特別の理由があるときは、国土交通大臣へ報告し、その承認を求めること。
- 4.補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額控除した額を記載すること。
- 5.補助プロック名の欄は、補助金交付要綱別表Ⅰの名称を記載すること。
- 6.地域キロ当り標準経常費用は、補助プロジェクト番号を転写する地方運輸局毎が通知した数値によること。
- 7.認可を受けた補助対象期間の欄には、認可を受けたい目的について、基準期間の「当年度」、「前年度又は前々年度」のいずれかに該当するものを記載すること。
- 7-1.補助金交付要綱別表Ⅱ注④の適用順合（欄）：認可を受けたい補助対象期間が「基準期間」の当年度の場合は「ナ／ノ」、前年度の場合は「ニ／ジ」、前々年度の場合は「一／イチ」をそれぞれ記載すること。
- 8.改定率・額は、認可を受けたい旅客運賃の上昇または平均改定率小数点第4位（第3位以下四捨五入して）に記載すること。
- 9.申請番号とは、事業者と、系統ごとに一意な番号とする。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックに含まれる場合は、その比率に応じ何れかをかつ書き添える番号とする。
- 10.特指措置の欄は、地域公共交通再構築計画の認定を受けて、例措置の適用を受けることとなる場合には「ハ」、平成29年4月2日改正正則第2条の規定に該当する場合又は「ヒ」と記す。また「書」に該当する場合には「ク」を記載すること。
- 11.計画面運行回数（の欄）は、補助対象期間中の全回数を記入する総計画運行回数を記載すること。また、かつ内中には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数として記入すること。
- 12.系外キロ程の欄、「地域公共交通再構築事業を実施する区域におけるキロ程の欄」「補給ブロック外乗入部分のキロ程の欄」「都道府県外乗入部分のキロ程の欄及び他路線との整合部位に係るキロ程の欄は、小点数第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の場合の単位については、往・復の計算の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11-1.同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内に於ける都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なり都道府県外乗入部分は「リ」に記載すること。
- 12-1.他路線との整合部位に係るキロ程としては、他の運行系統との整合区間の合計が50%以上の上流支線道路であっても、当該整合区間の輸送量が1日当たり150人を超え大部分のキロ程のことをい。当該補助ブロック内区間（系統キロ程（ア）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（イ）ー同一補助ブロック都府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 13.系外キロ程と上流支線公共交通再構築事業を実施する区域におけるキロ程との比率の欄、「同他路線との整合率の欄」「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率の欄」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 14.計画平均乗客密度の丸末来の路線の欄、計画平均乗客密度が丸末来的路線についての金額を記入すること。のみみな運行回数と同じ当該運行系統を6人で乗った数値（乗客数）にて書く。
- 17.補助対象期間の収入の欄、(オ)、計画面均準乗客密度に比較される場合に(ウ)の金額を記載し、左記がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特指措置」の欄に「ハ」を記載している場合には、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額を加えて得た金額を(フ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特指措置」の欄に「レ」を記載しているシステムについては、(ヅ)の金額を記載する(円米両建ての数値は切捨てること)。ただし、このうち(ツ)の金額は必ずしも必要ではない。（注）基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統における千円米単位の経常収支の実績を平均して算出すると、なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の $\frac{1}{1 \times 2}$ に相当する額と都道府県協議会等が出算する経常収支の見込額の $\frac{1}{2}$ 、 whichever higher の値を載せること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれかの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.計画歳出の欄は、系統ごと二百円未満（0.5円未満）まで記載すること、合計の千円米単位数は切捨てることとする。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じもしくは増日の違いによる運行回数以外に変更はない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
記載例 「令和〇年度、令和〇〇年度については、令和〇〇年度事業から主日・祝日の日程による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。」
- (2) 返済書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第6条で定める期間）の前々年度（基準期間）における旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びに関連する必要な事項を記載した開通（関連書類）、並びに基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類など、過去に生活文化運動保持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の際提出された書類のうち、当該事業の遂行を確認することができるもの。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第6条で定める期間）の前々年度（基準期間）における修正第1方式による運行系統対価減退並み平準化乗車券制度実施（補助対象路網に係るものに限り）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第一五。
- ただし、過去に生活文化運動保持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の際の書類の中で上記二に掲げられているものは、当該事業の進捗を確認することができず、
4. 旅客運賃の上昇履歴認可を受け、補助金交付要綱別表Ⅲ注④の適用を受けるとなる場合は、当該認可書の写し

4. (表2) 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 西鉄バス筑豊株式会社						R8
1. 申請事業者の概要						R6
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	334,838千円	営業外収益	21,771千円	経常収益(イ)	356,609千円
	営業費用	860,971千円	営業外費用	15千円	経常費用(ロ)	860,986千円
	営業損益	△ 526,133千円	営業外損益	21,756千円	経常損益	△ 304,377千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,111,910.9 km				経常収支率	53.95 %
R5						
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	338,285千円	営業外収益	16,294千円	経常収益(イ)	354,579千円
	営業費用	690,526千円	営業外費用	334千円	経常費用(ロ)	690,860千円
	営業損益	△ 352,241千円	営業外損益	15,960千円	経常損益	△ 336,281千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	2,301,631.1 km				経常収支率	51.32 %
R4						
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	388,982千円	営業外収益	18,683千円	経常収益(イ)	407,665千円
	営業費用	863,035千円	営業外費用	322千円	経常費用(ロ)	863,357千円
	営業損益	△ 304,053千円	営業外損益	18,361千円	経常損益	△ 285,692千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,411,159.7 km				経常収支率	58.79 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間)
北九州	287円/56銭	300円/16銭	312円/98銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益					
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない値ヘ	キロ当たり経常費用の差ニ－ホ＝ケ	キロ当たり経常収益イ－ナト
北九州	300円/23銭	442円/01銭	300円/23銭		168円/85銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合ア	改定率コ
北九州		基準期間の 当 年度	1	
北九州		基準期間の 前 年度	2/3	
北九州		基準期間の 前々 年度	1/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	特 種 措 置	運行 系統 名	運行系統			計画 運行 回数	計画 平均 乗車 密度	計画輸 送量	系統キロ程		地域間公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ程と地域間 公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程と の比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県 外乗入部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競合 率	補助ブロック外乗 入部分、同一補助 ブロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合 部分以外のキロ 程の比率	
				起点	主な 経由地	終点				系統キロ程									
										①＝カマツ目	②＝①×③ ＝②								
										キ	オ	オナナコ	リ	ヌ	ル	ルナナ	(チーリナナ ル)ナナナ		
北九州	1		小竹→天道線(新橋駅→小竹上町→赤池工業団地)	新橋駅	新橋・小竹上町	赤池工業団地	365日	4,206.0回 (11.5回)	2.8	322人	往12.3km 復12.3km	(平均)			(平均)		(平均)	%	100.000
	2		直方→桂手→遠賀線(直方→五反田→桂手車庫→遠賀川駅)	直方	五反田	遠賀川駅	365日	2,721.5回 (7.4回)	2.2	162人	往22.4km 復22.4km	(平均)			(平均)		(平均)	%	100.000
	3		直方→桂手→遠賀線(遠賀川駅→新入→直方)	直方	新入	遠賀川駅	365日	1,206.0回 (3.3回)	1.9	62人	往22.6km 復22.6km	(平均)			(平均)		(平均)	%	100.000
	4		飯塚→大橋線(西鉄大橋→港生→飯塚)	西鉄大橋	港生	飯塚	365日	6,323.0回 (17.3回)	3.0	515人	往13.6km 復13.6km	(平均)			(平均)		(平均)	%	100.000
	5		桂井線(西鉄大橋→桂川駅→飯塚)	西鉄大橋	桂川駅	飯塚	365日	2,190.0回 (6.0回)	2.7	162人	往18.5km 復18.5km	(平均)			(平均)		(平均)	%	100.000
	6		上山田線(山野社宅→上三越→飯塚)	山野社宅	上三越	飯塚	365日	3,084.0回 (8.3回)	2.9	240人	往10.2km 復10.2km	(平均)			(平均)		(平均)	%	100.000
	7		上山田線(上山田→上三越→飯塚)	上山田	上三越	飯塚	365日	3,426.5回 (9.3回)	4.5	418人	往15.8km 復15.8km	(平均)			(平均)		(平均)	%	100.000
	8		飯塚市内線(赤坂橋→有井→飯塚)	赤坂橋	有井	飯塚	365日	2,063.0回 (5.6回)	4.0	224人	往8.7km 復8.7km	(平均)			(平均)		(平均)	%	100.000
	9		飯塚市内線(明治区→飯塚→明星団地)	明治区	飯塚	明星団地	365日	3,047.0回 (8.3回)	4.6	381人	往15.7km 復15.7km	(平均)			(平均)		(平均)	%	100.000
	10		直方→東崎線(直方→引野口→東崎)	直方	引野口	東崎	365日	5,078.0回 (13.9回)	4.3	597人	往16.1km 復16.1km	(平均)			(平均)		(平均)	%	100.000
	11		みやわか線(宮田バス停→桂手車庫→桂手駅)	宮田バス停	桂手車庫	桂手駅	361日	2,412.0回 (6.6回)	1.7	112人	往14.7km 復14.7km	(平均)			(平均)		(平均)	%	100.000
合計		89系統								往170km 復170km	(平均)	(平均)			(平均)				

西鉄バス筑豊株式会社																	R8		
補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画実車走行 キロ	補助対象経常費用の算出額	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象系統の経常収益の算出額	補助対象経常費用から経常収益を算出した額	タ又はレのうちいずれか少ない値の額
			補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合	3年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間								
(ア×ロ)÷(イ+ロ×ヘ) 「ヘ」が「ワ」以上の能力	ワ	ヘ×ワ以上の能力	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合	3年平均	経常収益 「ヤ」	実車走行 キロ 「マ」	補助対象系統の実車走行キロ当たりの経常収益 「マ×ロ×ヘ」	経常収益 「ヤ」	実車走行 キロ 「マ」	補助対象系統の実車走行キロ当たりの経常収益 「マ×ロ×ヘ」	経常収益 「ヤ」	実車走行 キロ 「マ」	補助対象系統の実車走行キロ当たりの経常収益 「マ×ロ×ヘ」	経常収益 「ヤ」	実車走行 キロ 「マ」	補助対象系統の実車走行キロ当たりの経常収益 「マ×ロ×ヘ」	「マ×ワ」以上の値	「ロ×ヘ」	「ソ」
1	100.00%	103,487.6km	31,084.077円	138円/26銭	138円/26銭	14,719,200円	103,884.2km	141円/55銭	13,877,343円	103,688.0km	133円/83銭	14,448,184円	103,652.1km	139円/40銭	14,305,430円	16,758,647円	13,978,834円	13,978,834円	13,978,834円
2	100.00%	121,923.2km	38,605,000円	88円/97銭	88円/97銭	16,361,514円	190,360.0km	85円/68銭	16,360,764円	191,565.0km	85円/35銭	17,200,430円	191,362.5km	89円/68銭	16,803,660円	28,041,342円	16,472,250円	16,472,250円	16,472,250円
3	100.00%	54,511.2km	16,365,897円	80円/18銭	80円/18銭	10,953,747円	118,404.8km	92円/35銭	9,384,576円	118,401.4km	68円/90銭	9,384,576円	118,333.6km	79円/30銭	4,370,708円	11,995,189円	7,364,653円	7,364,653円	7,364,653円
4	100.00%	171,985.6km	51,635,236円	132円/53銭	132円/53銭	22,117,144円	173,403.1km	127円/48銭	22,182,450円	181,261.1km	127円/88銭	25,792,640円	181,038.0km	142円/24銭	22,793,251円	28,841,985円	23,235,856円	23,235,856円	23,235,856円
5	100.00%	81,030.6km	24,327,636円	129円/10銭	129円/10銭	9,556,549円	69,967.0km	136円/58銭	9,980,666円	73,700.6km	121円/85銭	9,508,516円	73,778.2km	128円/87銭	10,460,873円	13,866,663円	10,947,436円	10,947,436円	10,947,436円
6	100.00%	62,505.6km	18,768,056円	151円/68銭	151円/68銭	9,480,876円	62,362.8km	152円/62銭	9,177,184円	62,528.0km	146円/77銭	9,765,589円	62,515.8km	156円/20銭	9,479,599円	9,286,457円	8,444,725円	8,444,725円	8,444,725円
7	100.00%	110,086.4km	33,051,239円	184円/54銭	184円/54銭	22,574,746円	111,408.8km	200円/61銭	21,102,154円	111,747.6km	188円/83銭	21,418,080円	111,452.6km	192円/18銭	21,416,206円	11,635,031円	14,873,057円	11,635,031円	11,635,031円
8	100.00%	35,896.2km	10,777,116円	184円/67銭	184円/67銭	6,477,169円	35,981.4km	180円/61銭	6,922,433円	35,939.7km	192円/61銭	7,576,576円	35,939.7km	210円/81銭	6,987,613円	3,789,200円	4,848,702円	3,789,200円	3,789,200円
9	100.00%	95,675.6km	28,724,745円	206円/94銭	206円/94銭	21,789,757円	108,711.6km	187円/65銭	23,315,741円	110,135.9km	211円/70銭	23,273,008円	110,543.7km	210円/53銭	19,799,150円	8,926,595円	12,926,130円	8,926,595円	8,926,595円
10	100.00%	163,511.6km	48,011,087円	199円/42銭	199円/42銭	30,908,263円	164,448.6km	168円/50銭	32,376,250円	163,168.0km	198円/42銭	34,441,471円	162,528.0km	211円/91銭	32,607,483円	16,463,604円	22,090,889円	16,463,604円	16,463,604円
11	100.00%	68,396.0km	20,534,531円	70円/82銭	70円/82銭	3,498,119円	50,619.8km	68円/10銭	3,548,800円	51,804.0km	68円/50銭	3,876,184円	51,777.6km	74円/68銭	4,843,804円	15,690,727円	9,240,538円	9,240,538円	9,240,538円
合計		1,068,989.2km	320,942,822円			1,191,412円			1,202,922円	1,544.6km		1,202,922円	1,636.2km		163,274,443円	144,424,175円	130,517,725円		

補助 ブロック 申請番号	特種 措置	ソのうち補助 ブロック外乗入 部分、同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分 及び同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分 以外のキロ程の 比率に係るもの	ソのうち補助 ブロック外乗入 部分、同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分 及び同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分 以外のキロ程の 比率に係るもの	計画平均乗車 密度が5人 未満の路線 に係るもの	補助対象経費	ワの負担者とその負担割合													
						計画額	経常費用から 経常収益を控 除した額	繰上金に当座 補助額を控除 した額	都道府県				市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の負担割合
									負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	
1		13,978,834円	13,978,834円	7,253,304円	7,253 円	3,645 円	16,758,947円	13,112 円	3,646,000円	27.6%					9,455,647円	72.2%			
2		16,472,250円	16,472,250円	6,677,839円	6,677 円	3,338 円	26,001 円	22,662 円	3,338,000円	14.7%					18,324,342円	85.3%			
3		7,364,653円	7,364,653円	2,231,713円	2,231 円	1,115 円	11,995 円	10,879 円	1,115,000円	10.3%					9,764,189円	89.7%			
4		23,235,856円	23,235,856円	13,431,130円	13,431 円	6,715 円	28,841,985円	22,126 円	6,715,000円	30.4%					15,410,986円	69.6%			
北 海 道		10,947,439円	10,947,439円	5,473,719円	5,473 円	2,736 円	13,666,963円	11,130 円	2,736,000円	24.6%					8,200,663円	75.4%			
		8,444,725円	8,444,725円	4,069,749円	4,069 円	2,034 円	9,266 円	7,957 円	2,034,000円	28.1%					5,217,485円	71.9%			
		11,635,031円	11,635,031円	10,008,628円	10,008 円	5,004 円	11,635,031円	6,831 円	5,004,000円	75.9%					1,627,031円	24.5%			
		3,789,203円	3,789,203円	2,706,973円	2,706 円	1,353 円	3,789,203円	2,436 円	1,353,000円	55.5%					1,063,203円	44.5%			
		9,825,595円	9,825,595円	7,527,610円	7,527 円	3,763 円	8,925 円	5,162 円	3,763,000円	72.9%					1,398,595円	27.1%			
		16,463,804円	16,463,804円	13,044,573円	13,044 円	6,522 円	16,463,804円	9,961 円	6,522,000円	85.5%					3,238,604円	34.5%			
5		9,240,538円	9,240,538円	2,800,163円	2,800 円	1,400 円	17,600 円	14,200 円	1,400,000円	9.8%					12,800,772円	90.2%			
合計		130,517,725円	130,517,725円	75,265,107円	75,265 円	37,629 円	163,274 円	125,644 円	37,629,000円	29.6%					88,015,943円	70.1%			

4.（表2） 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	西日本鉄道株式会社
------	-----------

R8

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業					R6
	営業収益	27,850,726千円	営業外収益	364,661千円	経常収益(イ)	
	営業費用	28,544,756千円	営業外費用	170,937千円	経常費用(ロ)	
	営業損益	△ 694,030千円	営業外損益	193,724千円	経常損益	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	45,114,886.0 km				経常収支率	98.25 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					R5
	営業収益	26,279,790千円	営業外収益	262,569千円	経常収益(イ)	
	営業費用	27,787,011千円	営業外費用	360,958千円	経常費用(ロ)	
	営業損益	△ 1,507,221千円	営業外損益	△ 98,389千円	経常損益	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	48,340,130.0 km				経常収支率	94.29 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					R4
	営業収益	24,655,567千円	営業外収益	469,474千円	経常収益(イ)	
	営業費用	26,008,912千円	営業外費用	643,356千円	経常費用(ロ)	
	営業損益	△ 1,353,345千円	営業外損益	△ 173,882千円	経常損益	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	49,743,112.0 km				経常収支率	94.26 %

（補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前々年度) □ ¹ ÷ハ ¹ =a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) □ ¹ ÷ハ ¹ =b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) □ ¹ ÷ハ ¹ =c
北九州	535円.79銭	582円.28銭	636円.50銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北九州	584円.85銭	442円.01銭	442円.01銭	142円.84銭	625円.41銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割合 フ	改定率 コ
北九州	令和5年10月13日	基準期間の 当 年度	1	19.88%
北九州		基準期間の 前 年度	2/3	
北九州		基準期間の 前々 年度	1/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

西日本鉄道株式会社

R8

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画 運行 回数 ()	計画 平均 乗車 密度	計画輸 送量	系統キロ程		地域公共交通両編組事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ程と地 域公共交通両編 組事業を実施する 区域におけるキロ 程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県 外乗入部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線との競合 率	補助ブロック外乗 入部分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との競 合部分以外のキ ロ程の比率 ($(\text{チー}+\text{リ}+\text{ヌ}+\text{ル})\div\text{チ}$)	
				起点	主な 経由地	終点				オ	オ ÷ チ=ク									
																リ	ヌ			ル
北九州	1		【星ヶ丘線】西鉄二日市駅東口～太宰府高校入口	西鉄二日市駅東口		太宰府高校入口	365日	10,505.0回 (28.7回)	2.6	74.6人	往3.7km 復3.7km	(平均) 3.7km			(平均)			(平均)	%	%
	2		【宇美～太宰府線】太宰府市役所前～JR宇美駅～宇美営業所	太宰府市役所前	JR宇美駅	宇美営業所	362日	4,262.0回 (11.7回)	3.3	38.6人	往10.3km 復10.3km	(平均) 10.3km			(平均)			(平均)	%	%
	3		【南ヶ丘線】西鉄二日市～平田	西鉄二日市		平田	365日	2,555.0回 (7.0回)	4.8	33.6人	往4.8km 復4.8km	(平均) 4.8km			(平均)			(平均)	%	%
	4		【つつじヶ丘線】南山手団地～下大利駅～南山手団地	南山手団地	下大利駅	南山手団地	365日	5,032.5回 (13.7回)	5.7	78.0人	往13.3km 往13.3km	(平均) 13.3km			(平均)			(平均)	%	%
	5		【二日市線】太宰府～吉木入口～西鉄二日市	太宰府	吉木入口	西鉄二日市	362日	3,811.0回 (10.5回)	4.7	49.3人	往9.2km 復9.2km	(平均) 9.2km			(平均)			(平均)	%	%
	6		【二日市線】原業所前～吉木入口・吉木～西鉄二日市	原業所前	吉木入口・吉木	西鉄二日市	365日	4,292.5回 (11.7回)	4.4	51.4人	往8.9km 復8.9km	(平均) 8.9km			(平均)			(平均)	%	%
	7		【津屋崎～鐘崎線】東郷駅～宗像大社～神湊波止場	東郷駅	宗像大社	神湊波止場	362日	3,915.0回 (10.8回)	3.3	35.6人	往8.6km 復8.6km	(平均) 8.6km			(平均)			(平均)	%	%
	8		【津屋崎～鐘崎線】鐘崎車庫～宗像コモン・東郷～東郷駅	鐘崎車庫	宗像コモン・東郷	東郷駅	365日	3,901.0回 (10.6回)	2.9	30.7人	往13.1km 往13.1km	(平均) 13.1km			(平均)			(平均)	%	%
	9		【津屋崎～鐘崎線】鐘崎車庫～宗像コモン・ネオポリス～赤間営業所	鐘崎車庫	宗像コモン・ネオポリス	赤間営業所	365日	4,248.0回 (11.6回)	2.6	30.1人	往15.2km 往15.2km	(平均) 15.2km			(平均)			(平均)	%	%
合計		11系統									往87.1km 復87.1km	(平均)		(平均)		(平均)		(平均)		

補助 ブ ロ ッ ク 名		申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都道 府県外乗入部分 以外のキロ程の 比率	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象系統の 経常収益の見込 額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はのうちの いずれか少ないほう の額			
							補助金交付要綱別表2(注)4 の適用がある場合		3カ年平均	基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
							基本期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の算定に よる乗収分 ($\times$ コ+ α (1+ ϵ) $\times$ フ= β)	経常収益控除か タとのいずれか 少ない額 h	補助金交付要綱 別表2(注)4. の適用後のキロ 当たり経常収益 ノ $\rightarrow$ ニ=ノ	($d+e+f$) $\div$ 3=ゾ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ 当たり経常収益 ヤ $\times$ マ=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ 当たり経常収益 ヤ $\times$ マ=e					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ 当たり経常収益 ヤ $\times$ マ=f
							ノとノのいずれ か少ない額 ノ				経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ 当たり経常収益 ヤ $\times$ マ=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ 当たり経常収益 ヤ $\times$ マ=e					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ 当たり経常収益 ヤ $\times$ マ=f
北 九 州	1		100.000%	77,737.0km	34,360,531円	229円.85銭	48円.19銭	48円.19銭	229円.85銭	278円.04銭	38,689,659円	144,396.0km	267円.94銭	38,801,687円	144,420.0km	275円.59銭	22,581,904円	77,707.4 km	290円.60銭	17,867,849円	16,492,682円	15,462,238円	15,462,238円
	2		100.000%	86,605.6km	38,280,541円	136円.37銭	29円.27銭	29円.27銭	136円.37銭	165円.64銭	15,274,522円	93,126.0km	164円.01銭	14,616,709円	93,452.4km	156円.40銭	16,127,239円	91,360.0 km	176円.52銭	11,810,405円	26,470,136円	17,226,243円	17,226,243円
	3		100.000%	24,528.0km	10,841,621円	252円.43銭	64円.67銭	64円.67銭	252円.43銭	317円.10銭	32,605,457円	128,214.5km	254円.30銭	36,495,484円	118,872.2km	307円.01銭	43,929,484円	111,615.9 km	389円.99銭	6,191,603円	4,650,018円	4,878,729円	4,650,018円
	4		100.000%	133,864.5km	59,169,447円	251円.62銭	60円.79銭	60円.79銭	251円.62銭	312円.41銭	41,727,158円	155,000.0km	269円.20銭	41,703,461円	138,334.4km	301円.46銭	45,775,301円	124,868.0 km	366円.58銭	33,682,985円	25,486,462円	26,826,251円	25,486,462円
	5		100.000%	70,122.4km	30,994,802円	213円.22銭	45円.26銭	45円.26銭	213円.22銭	258円.46銭	18,349,643円	75,973.6km	241円.52銭	19,958,415円	76,470.4km	260円.99銭	20,947,314円	76,746.4 km	272円.94銭	14,951,498円	16,043,304円	13,947,660円	13,947,660円
	6		100.000%	76,406.5km	33,772,937円	185円.81銭	42円.26銭	42円.26銭	185円.81銭	228円.07銭	16,836,607円	81,590.6km	206円.35銭	18,257,476円	81,872.7km	222円.99銭	20,268,280円	79,521.5 km	254円.87銭	14,197,091円	19,575,346円	15,197,596円	15,197,596円
	7		100.000%	70,938.0km	31,355,305円	163円.55銭	35円.62銭	35円.62銭	163円.55銭	199円.17銭	13,077,033円	72,333.5km	180円.78銭	14,649,340円	72,554.6km	201円.90銭	15,542,379円	72,343.0 km	214円.84銭	11,601,909円	19,753,396円	14,109,887円	14,109,887円
	8		100.000%	102,539.4km	45,323,440円	117円.33銭	25円.88銭	25円.88銭	117円.33銭	143円.21銭	18,543,928円	132,120.8km	140円.35銭	17,666,425円	132,670.2km	133円.16銭	20,722,836円	132,736.3 km	156円.12銭	12,030,947円	33,292,493円	20,395,548円	20,395,548円
	9		100.000%	130,684.0km	57,763,634円	107円.57銭	21円.84銭	21円.84銭	107円.57銭	129円.41銭	19,774,618円	150,884.8km	131円.05銭	18,995,854円	151,421.2km	125円.45銭	19,926,524円	151,248.4 km	131円.74銭	14,057,677円	43,705,957円	25,993,635円	25,993,635円
合計				773,425.4km	341,861,758円						214,878,625円			222,144,851円	1,010,068.1km		225,421,261円	918,146.9km		136,391,964円	205,469,794円	153,837,787円	152,469,287円

西日本鉄道株式会社																R8		
補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るも の	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分以外に 係るもの	計画平均乗車 密度が5人 未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的需要
										負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	
北 九 州	1		15,462,238円	15,462,238円	7,542,555円	7,542 千円	3,771.0千円	27,596,635円	23,825,635円	3,771,000円	15.8%	協議中		協議中		20,094,635円	84.2%	
	2		17,226,243円	17,226,243円	10,306,299円	10,306 千円	5,153.0千円	38,840,880円	33,687,880円	5,153,000円	15.3%	協議中		協議中		28,534,880円	84.7%	
	3		4,650,018円	4,650,018円	3,985,729円	3,985 千円	1,992.5千円	8,153,597円	6,161,097円	1,992,500円	32.3%	協議中		協議中		4,168,597円	67.7%	
	4		25,486,462円	25,486,462円		25,486 千円	12,743.0千円	44,607,667円	31,864,667円	12,743,000円	40.0%	協議中		協議中		19,121,667円	60.0%	
	5		13,947,660円	13,947,660円	11,955,137円	11,955 千円	5,977.5千円	26,059,587円	20,082,087円	5,977,500円	29.8%	協議中		協議中		14,104,587円	70.2%	
	6		15,197,596円	15,197,596円	12,989,398円	12,989 千円	6,494.5千円	30,489,250円	23,994,750円	6,494,500円	27.1%	協議中		協議中		17,500,250円	72.9%	
	7		14,109,887円	14,109,887円	9,145,297円	9,145 千円	4,572.5千円	29,886,180円	25,313,680円	4,572,500円	18.1%	協議中		協議中		20,741,180円	81.9%	
	8		20,395,548円	20,395,548円	11,544,649円	11,544 千円	5,772.0千円	47,939,221円	42,167,221円	5,772,000円	13.7%	協議中		協議中		36,395,221円	86.3%	
	9		25,993,635円	25,993,635円	13,444,983円	13,444 千円	6,722.0千円	62,372,860円	55,650,860円	6,722,000円	12.1%	協議中		協議中		48,928,860円	87.9%	
合計			152,469,287円	152,469,287円	80,914,047円	106,396 千円	53,198千円	315,845,877円	262,747,677円	53,198,000円	20.2%	協議中		協議中		209,549,677円	79.8%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 補助ブロック名の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2. 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「リ」に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画経」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

4.（表2） 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	西鉄バス大牟田株式会社
------	-------------

R8

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業						R6
	営業収益	211,547千円	営業外収益	9,966千円	経常収益(イ)	221,513千円	
	営業費用	327,422千円	営業外費用	112千円	経常費用(ロ)	327,534千円	
	営業損益	△ 115,875千円	営業外損益	9,854千円	経常損益	△ 106,021千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,074,757.7 km					経常収支率	67.63 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						R5
	営業収益	211,905千円	営業外収益	16,468千円	経常収益(イ')	228,373千円	
	営業費用	340,536千円	営業外費用	687千円	経常費用(ロ')	341,223千円	
	営業損益	△ 128,631千円	営業外損益	15,781千円	経常損益	△ 112,850千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	1,114,650.9 km					経常収支率	66.92 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						R4
	営業収益	215,424千円	営業外収益	5,541千円	経常収益(イ'')	220,965千円	
	営業費用	320,805千円	営業外費用	684千円	経常費用(ロ'')	321,489千円	
	営業損益	△ 105,381千円	営業外損益	4,857千円	経常損益	△ 100,524千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	1,106,628.2 km					経常収支率	68.73 %

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
北九州	290円.51銭	306円.12銭	304円.75銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度、前年度、前年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハト
北九州	300円.46銭	442円.01銭	300円.46銭		206円.10銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
北九州	令和6年7月31日	基準期間の 当 年度	1	32.08%
北九州		基準期間の 前 年度	2/3	
北九州		基準期間の 前々 年度	1/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画輸 送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ程と地域 公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程 との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県 外乗入部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競合 率	補助ブロック外乗 入部分、同一補助 ブロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競 合部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ＋ヌ＋ ル))÷チ＝ロ	
				起点	主な 経由地	終点				チ	オ								オ÷チ＝ク
北九州	1		西鉄大牟田営業所～大牟田市立病院・上町～庄山	西鉄大牟田	大牟田市立病院	庄山	365日	1,460.0回 (4.0回)	1.4	5.6人	往10.5km 復10.5km	(平均) 10.5km	(平均)	往0.1km 復0.1km	(平均) 0.1km	(平均)	(平均)	% 99.047	
	2		西鉄大牟田営業所～延命公園動物園前・大牟田市立病院・新大牟田駅～南関町役場	西鉄大牟田	大牟田市立病院・田原	南関町役場	365日	5,033.0回 (13.7回)	2.6	35.6人	往19.0km 復19.0km	(平均) 19.0km	(平均)	往3.9km 復3.9km	(平均) 3.9km	(平均)	(平均)	% 79.473	
	3		荒尾駅前～右京町～久福木団地	荒尾駅前	右京町	久福木団地	365日	3,707.0回 (10.1回)	3.9	39.3人	往11.8km 復11.8km	(平均) 11.8km	(平均)	往1.5km 復1.5km	(平均) 1.5km	(平均)	(平均)	% 87.288	
	4		荒尾駅前～天領橋・高泉団地～三池中町	荒尾駅前	天領橋・高泉団地	三池中町	365日	3,789.5回 (10.3回)	3.9	40.1人	往11.1km 復11.1km	(平均) 11.1km	(平均)	往1.5km 復1.5km	(平均) 1.5km	(平均)	(平均)	% 86.486	
合計			4系統								往52.4km 復52.4km	(平均)	(平均)	往45.4km 復45.5km	(平均)	(平均)	(平均)		

西鉄バス大牟田株式会社

R8

補助 ブ ッ ク 名		特 例 措 置	申請 番 号	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都道 府県外乗入部分 以外のキロ程の 比率	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象系統の 経常収益の見込 額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうち いずれか少ないほう の額	
							補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合	3カ年平均	基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間										
									経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ×d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ×e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ×f						
																		(d+e+f)÷3=ノ					
							補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合	3カ年平均	基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間				ノ×ワ以上の額: ヨ	カ－ヨ＝タ	カ×タ÷ヨ＝レ	ソ			
							基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の算出に用いる 増加分 f×ロ÷(1+ロ)× フ=g	経常収益控除額 ケとのいずれか 少ない額 h	補助金交付要綱 別表2(注)4.の 適用後のキロ当 たり経常収益 ノ-h=ソ		経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ×d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ×e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ×f				
北九州	1			99.04%	30,355.2km	9,120,523円	81円.80銭	19円.28銭	81円.80銭	81円.80銭	4,230,342円	58,035.6km	72円.69銭	5,402,684円	58,041.9km	93円.08銭	4,619,122円	58,144.8 km	79円.44銭	2,483,055円	6,637,468円	4,104,235円	4,104,235円
	2			79.473%	191,444.4km	57,521,384円	110円.94銭	26円.67銭	110円.94銭	110円.94銭	20,031,418円	185,044.2km	108円.25銭	21,706,100円	189,226.8km	114円.70銭	20,823,144円	189,507.2 km	109円.88銭	21,238,841円	36,282,543円	25,884,622円	25,884,622円
	3			87.288%	87,832.1km	26,390,032円	194円.10銭	47円.69銭	194円.10銭	194円.10銭	16,251,909円	87,219.5km	186円.33銭	17,394,838円	87,184.4km	199円.51銭	17,135,230円	87,208.1 km	196円.48銭	17,048,210円	9,341,822円	11,875,514円	9,341,822円
	4			86.486%	83,079.7km	24,962,126円	205円.59銭	50円.96銭	205円.59銭	205円.59銭	16,314,861円	82,438.4km	197円.90銭	17,232,189円	82,462.6km	208円.96銭	17,296,314円	82,394.4 km	209円.92銭	17,080,355円	7,881,771円	11,232,956円	7,881,771円
合計					392,711.4km	117,994,065円				412,738円			416,916円	616.3km		417,255円	189.3km			60,143,604円	53,097,327円	47,212,450円	

西鉄バス大牟田株式会社

R8

補助 ブ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るもの	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分以外に 係るもの	計画平均乗車 密度が5人 未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除した 額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
										負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	
北九州	1		4,065,121円	4,065,121円	1,016,280円	1,016 千円	508.0千円	6,637,468円	6,129,468円	508,000円	8.3%					5,621,468円	91.7%	
	2		20,571,285円	20,571,285円	10,510,875円	10,510 千円	5,255.0千円	36,282,543円	31,027,543円	5,255,000円	16.9%					25,772,543円	83.1%	
	3		8,154,289円	8,154,289円	5,651,487円	5,651 千円	2,825.5千円	9,341,822円	6,516,322円	2,825,500円	43.4%					3,690,822円	56.6%	
	4		6,816,628円	6,816,628円	5,294,468円	5,294 千円	2,647.0千円	7,881,771円	5,234,771円	2,647,000円	50.6%					2,587,771円	49.4%	
合計			39,607,323円	39,607,323円	22,473,110円	22,471 千円	11,235千円	60,143,604円	48,908,104円	11,235,000円	23.0%					37,673,104円	77.0%	

西鉄バス大牟田株式会社

R8

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によるところ。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額に記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によるところ。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、「認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに連番番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全暦日における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分には(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)－補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ホ)（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に(ゾ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄は、基準期間、基準期間の前年度、基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1.1/2.0に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けこととなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

西鉄バス久留米（株）路線図

系統番号 ●●



【別紙】

2. 定量的な目標・効果
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

計画記載 系統番号	17		
運行事業者名	西鉄バス久留米(株)		
系統名	羽犬塚線		
運行区間	(起点)	(経由地)	(終点)
	大野島農協前	水田天満宮恋木神社前	羽犬塚駅西口

取組内容
① 生産性向上に資する取組 (1) 商業・公共施設、イベントにおいてバス利用促進のチラシ配布および公共交通マップの配布を行い利用者増を図る。 (2) バス利用促進のイベント施策を実施(こどもバス運転士体験など)する。 (3) こども50円バスの実施。(土日祝及び春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・冬休みの長期休暇期間) (4) 各社が持つPR媒体(SNS、ホームページ、市報等)を活用し周知を図る。 ② 実施主体 (1)、(2)、(4) 西鉄バス久留米、大川市、筑後市、大木町 (3) 西鉄バス久留米 ③ 定量的な効果目標(みなし系統含む) 【収支率】令和6年度実績23.0%から収支改善1.0%以上を目標とする。 【輸送人員】令和6年度実績37,496人以上を維持する。 ④ 実施に向けたスケジュール (1) 令和7年度版公共交通マップを配布(2025年4月～) 筑後市公共交通マップを配布(随時) (2) イベント開催に合わせて適宜実施。 (3) 2025年度も対象日に合わせて実施 (4) イベント開催に合わせて適宜実施 ⑤ 本系統を幹線系統として維持する理由 大川市、大木町、筑後市を結ぶ本系統は、西鉄八丁牟田駅及びJR羽犬塚駅に接続し、沿線住民の日常生活に必要不可欠な交通手段となっているため。 本系統は1日あたりの計画輸送量が15人に満たないが、上記のとおり、沿線住民の日常生活に必要不可欠な交通手段であることから、幹線系統として維持するため、国庫補助の交付が必要である。 【参考】R7年度計画の取組状況 (1) 商業・公共施設、イベントにおいてバス利用促進のチラシ配布および、公共交通マップの配布を行い利用者増を図る。 取組実施状況:A 【取組の結果】 ・2024年10月27日ちっご祭において、公共交通マップやノベルティを配布した。 ・2024年11月10日大木町さるこいフェスタにおいて、西鉄バス公式マスコットキャラクター”ババ・バスオ”と共に公共交通マップを配布した。 【取組内容における課題】 ・継続した利用促進策の実施。 (2) バス利用促進のイベント施策を実施(こどもバス運転士体験など)する。 取組実施状況:A 【取組の結果】 ・2024年10月27日ちっご祭において、筑後市・堀川バス(株)と合同で公共交通をPRした。 ・2024年11月26日筑後市と合同で、水洗小学校の2年生を対象にバス教室を実施した。 【取組内容における課題】 ・各種PRを路線沿線だけでなく、近隣エリアにも実施すること。 (3) こども50円バスの実施(土日祝及び春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・冬休みの長期休暇期間) 取組実施状況:A 【取組の結果】 ・西鉄グループにおいて土日祝および春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・冬休みの期間、こども50円バスを実施した。 【取組内容における課題】 ・更なる周知を行い、将来のユーザー獲得に努める。 (4) 各社が持つPR媒体(SNS、ホームページ、市報等)を活用し周知を図る。 取組実施状況:A 【取組の結果】 公式X(旧Twitter)、バスナビアプリを活用し継続してPRを実施中 【取組内容における課題】 定期的に発信を行い、見ていただけるユーザを増やすこと。 (5) 収支改善策として、2025年2月1日に運賃改定や特殊定期券の見直しを実施した。 取組実施状況:A